

(様式第1号)

平成30年度 第1回 芦屋市男女共同参画推進審議会 会議要旨

日 時	平成30年8月10日(金) 15:00~17:00
場 所	男女共同参画センター セミナー室
出 席 者	会 長 柳屋 孝安 副会長 中里 英樹 委 員 高田 昌代, 武本 夕香子, 奥田 兼三, 中山 克彦, 村上 由起 欠席委員 宮本 由紀子, 寺田 彩喜子, 藤井 順子(敬称略)
事 務 局	市民生活部 森田部長 男女共同参画推進課 福島課長, 長岡主幹, 前川係長, 林主査, 松丸課員
会議の公開	■ 公 開
傍 聴 者 数	0 人

1 会議次第

(1) あいさつ

(2) 報告

移転後の新センターについて

(3) 議事

芦屋市男女共同参画行動計画ウィザス・プラン及び芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画の  
進行管理について

(4) その他

2 提出資料

資料1 各計画の進行管理の総括・施策体系別「評価」

資料2 移転後の男女共同参画センター平面図

資料3 第3次男女共同参画行動計画ウィザス・プラン 平成29年度実績報告 所管課一覧

資料4 第4次男女共同参画行動計画ウィザス・プラン事業実施目標所管課一覧

資料5 配偶者等からの暴力対策基本計画(DV対策基本計画) 平成29年度実績報告 所管  
課一覧

資料6 第2次配偶者等からの暴力対策基本計画(第2次DV対策基本計画) 事業実施目標所  
管課一覧

3 審議経過

=開会=

事務局/前川:ただ今から平成30年度第1回芦屋市男女共同参画推進審議会を開催いたします。

=事務局あいさつ= 森田部長

事務局/前川:本会議は、芦屋市情報公開条例第19条により原則公開となっております。個人情報  
報等の非公開事項を取り扱う場合は、非公開についてお諮りいたします。本審議会は市の附属機

関であるため、会議録の要旨を公開しております。会議録の作成のため、録音をさせていただきますので、ご了解ください。会議録の公表につきましては、ご発言者のお名前も公表いたします。この審議会のほかに、市組織として男女共同参画施策を総合的に推進するため「男女共同参画推進本部」が設置されております。市長を本部長とし、施策の推進を図っていくものです。本日現在のところ、傍聴のご希望はございません。本日、宮本委員、寺田委員、藤井委員からは欠席のご連絡をいただいております。それでは、会議開催にあたりまして、柳屋会長からごあいさつをお願いします。

柳屋会長：みなさまこんにちは。お暑い中、お集まりいただきありがとうございます。この4月以降男女共同参画に関する様々な問題が国レベルでも起こっているのは皆さんご存知かと思えます。東京医科大学の問題やLGBTに関する発言等、非常に考えさせられる話題が多く、特に審議会の委員の皆様は色々お感じになられているのではないかと思います。今日は少し別の話をさせていただきます。これも4月以降話題になった話で、ご存知の方も多いと思いますが、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律が5月に成立し、同時に施行されました。この法律は名前の通り、選挙に出る候補者の数を男女で同数にするよう努力する義務を課するというものです。重要なのは国の施策に反映するだけでなく、地方公共団体もこれに対応するよう努力する義務があるということです。女性活躍推進に関する法律も、地方公共団体においては努力義務で出発してきていますが、芦屋市はきちんと対応をしていて、計画の中にも、女性活躍推進の柱を設けておられています。同様に、政治分野における男女共同参画に関しても、県や市のレベルで何らかの対応をするように努力しなさいとなっており、今後どのような対応をすべきか検討する必要があります。国の第4次男女共同参画基本計画の中でも、2020年までに指導的な立場に立つ職責を担っている政治家、国や公共団体の幹部職員等指導的な立場に立つ人に関して女性の比率を、2020年までに30%に引き上げることを目標に努力しなさいとなっており、国政レベルの女性候補者比率も同様に30%を目指しなさいとなっているようです。芦屋市にどれほどの候補者がいるのか把握していませんが、昨年10月の衆議院選挙を例にとると、女性の候補者が17.7%で、来年の参議院選挙でも女性候補者の割合がそのくらいになるのかが注目されるのではないかと考えており、芦屋市の市議会選挙も含め、この法律が出来たことで今後どう影響があるのか、注目されるのではないかと思います。市の職員の管理職登用率は市の努力である程度何とかかなるのかなと思うのですが、市議会議員の候補者については女性の比率を高めるために市としてどう対応するのか、この点もいずれ計画の中に入れていく可能性もあります。そのため、このような問題があるということを委員の皆さまにも覚えておいてほしいと思います。

#### <議 事>

事務局／前川：ここからは柳屋会長に議事進行をお願いします。

柳屋会長：議事次第に沿って進めていきたいと思いますが、事務局からご説明下さい。

#### ●事務局より資料2「移転後の男女共同参画センター平面図」について説明

柳屋会長：移転後の新センターに関して何か質問ございませんか。

武本委員：1階の「赤ちゃんの駅」というのはトイレですか。

事務局／福島：いいえ、こちらは授乳室でオムツ替えをしたり、ミルクを作ったりできます。

武本委員：ベビーベッドもありますか。

事務局／前川：あります、そのほか調乳用の給湯器、授乳用のイス等の設置を予定しています。ただしそこまでスペースがないので、邪魔にならないよう必要最低限のものを置くつもりです。

武本委員：キッズスペースと託児室の使い分けはどのようになりますか。

事務局／前川：キッズスペースは保護者同伴で利用してもらえるよう、商業施設にあるようなものをイメージしています。

託児室は市で企画した講座事業等の際、受講者のお子さんの一時保育を行うことを主として使用します。ただ、利用方法はそれだけに限定しなくてもいいと考えており、託児室の開放をするなども検討していきたいと考えています。

武本委員：2階の団体交流スペースは、どこかの団体が使うものですか。

事務局／福島：男女共同参画登録団体が予約して利用します。

中山委員：相談室に来られる方には他人と顔を合わせたくない方もおられると思いますが、運営上の配慮はされていますか。

事務局／福島：待合室を2カ所設け、来られた方が顔を合わせないよう配慮いたします。

村上委員：「だれでもトイレ」について、性別関係なく誰でも入れるため性犯罪が起りやすくなるのではという危惧があります。例えば中で誰かが待ち伏せていたりする危険性もあるので、非常ベルを設置する等の対処はしていますか。

事務局／福島：設置しております。

中山委員：車いすの方も、「だれでもトイレ」を使うのですか。ドアの広さを見るとあまり広くないように見えますが入れますか。

事務局／福島：入ることができます。

高田委員：今後、DV対応における面会交流を新センターで行うという可能性も出てくるのではないかと考えていて、この託児室が使えるのではと思います。アメリカ等では安易に使うことの間

題があるのでルールは必要ですが、面会交流の多くは弁護士等からの依頼でこの託児室のようなスペースを貸出し、加害親や別居親との面会を行います。それを想定すると託児室と赤ちゃんの駅の間壁にマジックミラーを入れておくと活用できるのではないかと考えます。

事務局／前川：工事の進捗状況から対応が難しいと思います。

高田委員：今後のことを考えると、面会交流への対応ニーズは増えていく可能性が大いにあるので、ぜひ検討していただきたい。現在は弁護士の事務所を借りて面会を行う等、子どもがリラックス出来なかったり、安全性の確保が難しいということも考えると、市の機関で行えるよう想定して構造上の工夫をしておくと、今後活用できるのではないかと考えました。

武本委員：構造上の問題等もあると思うので検討は必要ですが、もし面会交流に託児室を利用する場合は、他の人が使わないようにする等工夫が必要だと思います。また、1階の交流スペースも利用できるかと思っています。最近ショッピングモールの広場なども面会交流で利用することもあり、伊丹市では開放的な図書館で面会している場合もあります。場合によっては、この交流スペース、託児室やキッズスペースも面会交流に活用できるようになれば、非常に便利かなと思います。

事務局／福島：検討いたします。

高田委員：マジックミラーを提案したのは、子どもの発達や本当に家に帰して良いのか等を発達心理学の先生が見るにあたって活用できるのではと考えるためです。

武本委員：DV被害者が加害者と同じ部屋に入れませんが連れ去られたりしないか、お子さんが怯えていないか見たいというニーズもあります。ご検討をお願いいたします。

柳屋会長：その他、よろしいですか。またご意見ありましたら、事務局の方にお伝えいただければと思います。

次回の審議会は新センターで行うことになると思いますが、どの会議室を利用しますか。

事務局／福島：大会議室1もしくは2です。

柳屋会長：ちなみにこのセミナー室の広さはどれくらいですか。

前川：46平米です。大会議室1と2はどちらもここより広く、パーティションで区切ることができます。

中山委員：パーティションで区切ると会議を同時に行った時に声が漏れますので、利用時にご検討ください。

事務局／福島：新センターには遮音性の高いものを設置しています。

柳屋会長：では、本日の本題になりますが、昨年度の実績報告と本年度の実施計画について、まず、「芦屋市男女共同参画行動計画ウィザス・プラン」の方からお願いします。

●事務局より資料1「各計画の進行管理の総括・施策体系別「評価」、資料3「第3次男女共同参画行動計画ウィザス・プラン 平成29年度実績報告所管課一覧」、資料3-2「第3次男女共同参画行動計画ウィザス・プラン進行管理調査表(追加分)」,資料4「第4次男女共同参画行動計画ウィザス・プラン事業実施目標所管課一覧」について説明

柳屋会長：ウィザス・プランの進行管理について、ご質問、ご意見等ありますでしょうか。

村上委員：No.3の具体的施策「教職員研修の実施」について、新任職員研修の参加人数が何人中の12名なのか参加率が知りたいです。また「男女共同参画意識の高揚を図ることができる研修」とありますが、研修内容が分からないのでお尋ねしたいです。

事務局／福島：確認いたします。

村上委員：No.7の「リーフレットの作成・配布」とありますが、取組総括に「その年齢月齢になれば必ず受診する乳幼児健診において」とありますが、いわゆるネグレクト等で必ずしも健診に来ない場合もあるかと思えます。来ないからこそ問題なので、そういう親に対しての支援がどうなっているのか確認いただきたい。

事務局／福島：確認いたします。

(実際は訪問や子育て支援センター等と連携して対応している)

村上委員：No.16の「PTA活動への男性の参加促進」のためのPTA協議会への補助金の交付について、この補助金はPTA活動に男性が参加するための資金という意味合いではなく、ただ純粋に市の方から助成金が出ますという括りで、生涯学習課の予算に計上されているものです。もちろんPTA協議会は必要だと思うので、補助金を出すこと自体は良いのですが「PTA活動への男性の参加促進」という目的は伝わっていない気がします。そういった目的があるのであれば、活動に男性も参加してほしいための予算だということを何らかの形で伝えてもらえれば、より効果的に予算が使われるかなと感じました。

事務局／福島：担当課にお伝えいたします。

村上委員：No.59②について、女性をはじめ多様な意見を聴取し、女性の視点を含めた避難所運営の取組を進めていくとあり、もちろん女性の視点はとても重要だと思うのですが、まず女性が避難所運営自体に関わるべきで、女性のリーダーが必要だと思います。女性の意見を聞きました、女性の視点を入れました、でも運営は男性だけです、となってしまうとやはりどこまで女性の視点が反映されるのかという疑問があるので、避難所を運営するのは男性も女性も、もちろん障が

いのある人も、老若男女色んな方々が設営に関わるということを明記してもらったほうが良いと感じました。

事務局／前川：地域防災計画ではそのような内容がありますので、表現について検討します。

村上委員：No. 6 6 について、図書の貸出冊数が前年度から倍以上増え、A評価は当然と感じました。配架方法も工夫していると思いますが、本の選定も話題なものを取り入れている等工夫していることが貸出し数の増加につながったと思います。

No. 6 7 ①の団体協議会について、私はその団体協議会代表で来ているのですが、ここで「ネットワーク作りの支援」を掲げている以上、もう少し男女共同参画理解のための学習会の強化ということも目標に入れていただけたら良いかなと思いました。

No. 6 9 ①について、市民企画講座は3年ほど同じグループが選ばれています。平成28年度は2グループが応募、その2グループが採用されています。片方は2種類のもので複数日程で実施され、もう片方が全6回実施だったのですが、ホームページを見ると実施は2グループのはずが3講座ある印象を受けたので、分かりやすく掲載してほしいと思いました。また、応募が少ない場合や応募が多くても基準を満たさない等で同じグループが採用されることも仕方ないと思いますが、同じグループが何年もやっているのであれば、市民企画講座を設ける意味は何か、もっと色々なものがあって然るべきだと思います。市が計画するものとは別に多様な企画が必要という目的なのか、市民に企画する力をつけてほしいという意図なのかどちらでしょうか。

事務局／福島：市民の新たな発案やアイデアを取り入れさせていただきたい。毎回それぞれ応募される場所は、同じ団体でも以前と違った新しい企画で応募いただいております。

村上委員：内容は違いますが、同じ団体である限り関連性のあるものとなるので、市民の力量、力を伸ばすためという意図だったら、同じグループが選ばれることに少し疑問を感じます。

柳屋会長：その他いかがでしょうか。

奥田委員：意識作り基本となる非常に大事な部分だと思います。例えばNo. 1 ④の「まちナビ」の有効性は疑問であり、他の周知法を検討しますということですが、広報「あしや」の活用についてはいかがでしょうか。平成29年度の広報「あしや」掲載目標は年8回でしたが、実績は何件でしたか。

事務局／前川：掲載されたのは3件です。記事の掲載スペースの関係で掲載されなかった部分もあるのですが、目標の8件に対して3件しか載っていないということになり、ここでの評価はこのようになっています。

奥田委員：掲載が3件に減った理由を教えてください。広報「あしや」によるPR効果が、非常に大きいと思います。周知させるということでは、もっと活用してほしい。

事務局／前川：紙面のスペースの関係で掲載されなかったというのが一番の理由になります。希望する号が無理であれば、掲載号を後ろ倒しにして掲載してもらえよう依頼しますが、それすらできないくらい掲載希望があるのが現状です。

奥田委員：広報を発行している部署が色々な部署からの記事を審査して優先順位をつけているわけですね。

事務局／福島：魅力的に記事をつくることについては、当課の責任も大きいと考えます。

奥田委員：いずれにしても、広報あしやを見ている人が多いので、うまく活用できるようお願いしたい。

No.1 ⑤の男女共同参画センター発行の通信誌「ウィザス」について、とてもわかりやすく非常にインパクトは大きい。もっと市民の目に触れる機会を増やす等の方策を検討していただきたい。この通信誌を通じて、色んな気づきや、男女共同参画やDVについての認識が随分進むのではないかと感じていますので、工夫をしていることがあれば教えてください。

事務局／前川：センター講座を受講された方に配布させて頂いているほか、関係団体や、公共施設などにも配架しておりますが、そもそもセンター通信自体知らない方や興味がない方には見てもらうのが難しい現状はあるかと思えます。例えばDVの特集号であれば、関連団体に配布するなど、予算の関係で印刷部数にも限りがあるので、目的やテーマに沿って配布先を検討することも考えています。様々な場所で配布することで、見て頂ける方が増えればと考えています。

柳屋委員：その他いかがでしょうか。

武本委員：No.3 7 ②ですが、婦人相談員を2名から3名増員したのになぜC評価なのでしょう。取組総括に「経験豊富な婦人相談員の確保が難しいため、従来の相談・自立支援業務で手一杯となり、週3回から週5回に拡充するまでには至らなかった」とありますが、初めから経験豊富な人はおらず、たくさん相談を受けることによって経験値が増えていくと思うので、経験豊富な婦人相談員の確保が難しいため相談日を増やせなかったというのは、卵と鶏の議論ではないですが、逆なのではないかなと思います。ぜひ、これは5回に拡充して頂きたいと思います。

No.5 9 ③ですが、防災に関する講座が実施できなかったということですが、先日も大阪の大地震もあり、台風の被害もあって、日本国中どこにいても災害から逃れられないなという思いがあると思うのですが、だからこそC評価は非常に残念だと思っています。防災・減災ハンドブックの活用と、講座の企画を考えているとのことですが、毎年講座や講演をやっても先細りになってしまうと思うので、講座だけでなく、ポスターを募集して貼り出すとか、ハンドブックについてのご意見を出してもらって、良い意見については表彰するとか、楽しんで学べる企画を考えて、子どもたちにも積極的に参加してもらおう等の工夫して頂ければありがたいと思います。

柳屋先生：その他いかがでしょうか。

中山委員：No.8の女性委員比率について、目標40%、現状36%なのでC評価にしていると思いますが、36%は他市と比較すると高い方ですよ。

事務局／林：兵庫県下で言うと、確か2位だったと思います。

中山委員：上位ですよ。評価の仕方としては、高い目標をあげてしまっているから、Cになってしまうわけだとは思いますが、実際に36%は高い比率なので、こういう評価の仕方は少し考えた方がいいかと思います。

事務局／林：検討します。

中山委員：それと、No.13(3)とNo.13(5)ですが、実施していないというのはどのような理由があったのでしょうか。

事務局／長岡：当課の女性活躍推進担当の方で同様のものを実施しているので、今回はしなかったということだと思います。

中山委員：今後もこういうことが起こり得ますね。

事務局／長岡：はい、調整が必要と考えております。

事務局／森田：同内容の事業は事業統合をされており、そのためNo.13(3)のように未実施のものをC評価とするか、他部署が行っているため評価そのものをせずに空欄にしておくのかということは検討する余地があるかだと思います。

中山委員：そういう事業を統合するなど連携してまとめていった方が良いのではないのでしょうか。

高田委員：例えば、他市でも男女共同参画推進課と地域経済振興課が「夢をかたちに女性のための起業セミナー」を共催で実施しているところもあり、「行政の縦割り」はずっと言われ続けているところで、色々難しいことがあるのはよく了解していますが、縦割りの問題点はずっと指摘される場所なのでぜひ、共同でやっていくことも検討すると良いのかなと思います。

中山委員：男女共同参画はトップダウンで推進しており、数年も前から各課が自分たちで推進しないといけない、その時に「行政の縦割り」がどこかであって、効率も悪くこの進行管理調書が分厚くなるだけで、それを男女共同参画推進課でまとめていくのは大変だと思います。そういう意味で、業務の統合や共催といった整理も含めて、やることが多いのではないかということで見直しをさせてもらっている。

事務局／森田：私も違和感があるのですが、これは行政が各事務を担当する所管に照会し、冊子に

して公表しているもので、この進行管理調書の個表はあくまで一次データであり、それをもとに議論いただくというのは非常に効率が悪いと思います。なので、これを基に所管課がとりまとめの作業をして、市としての評価も追加し、それをお示ししてご議論いただくというのが、他部署で言えば通常の形であるとも考えられます。

中山委員：それは本来、市長級の会議でやることではないですか。

事務局／森田：基本的にはそうですが、これは一次データであり、現在の体系はある意味分かりやすい実態を反映しています。ただこういった場で限られた時間でご議論いただくときにこのやり方が適切かということは今後考えていきたいところです。

奥田委員：第4次芦屋市男女共同参画行動計画ウィザス・プランの4ページに掲載のある、計画策定時目標（平成29年度）の数値はこの進行管理調査表とどう整合性が取られているのでしょうか。

事務局／森田：策定計画に基づき、掲げている目標を達成すべくこういった取組を全庁的に各課でやっていて、こちらの掲げる目標と比べてその結果がどうだったのかという評価をしています。

奥田委員：目標に対しての結果がどうなったという評価を市民にわかるように示してほしい。

柳屋委員：おそらくそれはこれまでやってきていることだと思います。

事務局／前川：本日ご審議頂いている進行管理調書は個表しか配布できておりませんが、今後第3次ウィザス・プランの最終年度の進行管理調書として冊子を作成予定です。

前回の平成28年度進行管理では計画策定時の数値（平成23年）、現状（平成28年）、計画策定時に設定した目標（平成29年度）の並びになっていますが、今回の平成29年度進行管理では目標、計画策定時の数値（平成23年）、現状（平成29年）と並べることで、目標と結果の比較ができるように作成し、ホームページにおいて公開いたします。

奥田委員：今回の進行管理調書はいつ発行される予定ですか。

事務局／福島：現在審議中の内容を他課に確認し、幹事会と本部会議が終了後となりますが、例年秋頃に発行しています。

柳屋会長：今ここで審議して頂いてご意見をお聞きし、それらを反映してから発行するという事です。

中山委員：先ほどの話ですが、進行管理調書の個表は作成する側も審議する側も時間はかかるが、所管課や部長が各事業をどのように捉えているのかも含めて、一次データを見ておきたいと思います。

中里副会長：この冊子の体系で公表されるということで、この進行管理調査表の個表の一番下にある「取組総括」のところが分かりづらいと思っていたのですが、これは途中経過であって、最後は修正されると考えてよろしいでしょうか。

事務局／前川：はい。前回の進行管理で平成25年から28年の過去4年間の取組総括について照会しており、今回はその内容を総括欄の上段部分に表示し、前回から修正があれば、総括欄の下段部分にご記入いただいています。発行する際に、修正がない場合は前回の回答を、修正があった場合は今回の回答を掲載します。

中里副会長：最終年度の総括を記入しやすくするために、1年前に4年分の総括の確認を予めやっていたということですね。

事務局／前川：はい、急に5年間の総括をしてくださいというのは難しいのではないかと、という意見が昨年進行管理調書作成時の打合せでありまして、一旦総括はこれでやってみようかということで、このような形式になっています。

中里副会長：各課が回答しやすいようにこの形で照会し、実際公表するときは統一するということですね。了解しました。

柳屋会長：7、8年この審議会の会長させて頂いての感想ですが、他の審議会のことは分かりませんが、この会では本当に内容に関して、きちんとチェックしようという姿勢で取り組んで頂いているように思います。今後も総括の分と一緒に進行管理調査表も添付いただければ、ここはどうなっているんですか、という質問に丁寧に答えられると思いますので、続けて頂けたらと思います。よろしくお祈りします。

柳屋会長：時間の関係上、DV計画の総括の説明は割愛させていただいて、進行管理について、ご質問、ご意見等をお願いいたします。

村上委員：No.7について、「日本語が不自由な外国人からの相談はなかった」とありますが、外国人の方でいきなり相談できるのかが疑問です。例えば国際交流センターでは色々な外国の方と交流されているので、国際交流センターと連携して、そちらのセンターにそんな相談はありませんか、というように聞いてみたりしたら、もしかしたら出てくるかなとは思いますが、配慮して頂きたいです。

No.24(2)の「自立支援に向けた各関係機関との連絡・調整」について、「手続や審査に時間がかかり、迅速な対応ができない為貸付制度の実績が伸びない」とありますが、担当課は生活援護課ですが、これについての対応策は考えられているのでしょうか。時間がかかるから出来ないままにして、せっかくの制度が活かされないのは残念だと思いました。

No.32の「民間支援団体との連携」について、これはおそらく生活用品の提供について連携を行っていないために、C評価にしているのだと思われそうですが、毎年実施している団体協議会と市共

催のフェスタで実施しているバザーの収益を民間支援団体に全額寄付している実績を考えるとC評価が少し残念だと感じました。

No.49の「DV防止の啓発」についてですが、講座の受講者が5人しかおらずB評価ですが、まさに周知不足であると感じました。私も受講しましたが、内容的にはとても充実した内容の講座だったのに、DVについてあまり知らない一般市民の方がほとんど来られてなくて非常に残念でした。ただ、団体協議会の定例会で学習会として同様の講座をしていただいたときに、そこでも受講者があまり多くはなかったのですが、参加された男性でDVについて詳しくない方が、「こういうこともあるのか」とすごく講座内容に関心を持っておられたので、そういう方が一人でも多くなるように、広報を工夫していただきながら、同様の講座を定期的にやっていただき、関心のないかたも一人でも多くの方が来られて、DVの実態を知って頂けたらいいかなと思いました。

柳屋会長：その他何かございますか。

高田委員：No.49の「DV防止の啓発」について、啓発が講座をするということが違うのではないかと考えています。もう一つは、評価について、受講者が5名だったからBになったのか、リーフレットの段階を超えて講座を行ったのであればA評価になるとも考えられるため、何をもって評価しているのかというところが難しいと思います。私の経験から言うと、一般的な形でのDVの講座をしてもほとんど人が集まらない。集まると、大体被害者の方が参加されている、というパターンがほとんどで、最近は加害者の方が参加していたりするというところもあるので、講座の参加者を集めるのは非常に難しい。受講者5人でも集まった方だと個人的には思いました。DVの啓発は、多くの人が集まっているところにこちらから行って行う方が効果的だなと、これまでの経験から感じています。そう考えると、この評価理由というのが、ひとつは内容と合っているのかということと、どういう理由でBなのかということによって、評価理由のところが変わってくるというので、少し疑問が残ります。

事務局／福島：「リーフレットや市広報誌等による啓発」ということで、ここにはあらゆる方法、例えばキャンペーンでありますとか、講座の実施も含んでおります。

高田委員：それであれば、取組目標に講習会を開催するというのをに入れていただけたらと思います。

事務局／林：ここに追記はできていないのですが、第2次の計画で言うと、資料6の「1啓発・教育の充実」「1市民への啓発」の3に講座の開催があり、そこには単独で新たに入れてありますので、今後講座を企画した場合そちらで評価ができる形になっています。

高田委員：啓発は本当に難しいので、PTAの会合や、民生児童委員の集まりに入らせてもらうとか、工夫が必要になると思います。

No.7についてですが、確かに相談自体なかったけれども、外国人の方が相談できなかったかもしれないという意味合いは含んでいない印象を受けるので、余分な要素を書かずに「相談件数0件」と書いた方が良かったと思います。相談がなかった理由は様々な理由が考えられるので、敢えて理由を書かずに、もし理由を聞かれた場合に理由を丁寧に説明する方がいいかなと思いました。

柳屋会長：その他いかがでしょうか。

高田委員：ここに掲載があるのか分からないのですが、一時保護件数について29年度は2件だったということですが、芦屋市においては毎年平均的にそれくらいの件数ですか。

事務局／林：去年が多くて2件、ないときは全くないこともあります。

高田委員：芦屋市の傾向としては精神的な暴力が多いので、一時保護までなかなかいかないことが多いと思っているのですが、特に今、DVだけではなくて認知症があったりとか、精神疾患があったりとか、様々な問題が絡み合ったケースでは、なかなか次の対応につなぐにくいという課題があります。特に多問題が絡むケースでは、県の一時保護にもなかなか繋がらない中で、市として非常に対応に苦勞されて努力しているところも多々あるかと思いますが、その取組について記載するところはないのでしょうか。

事務局／福島：例えば高齢者であれば高齢介護課と、障がいのある人であれば、障害福祉課と情報共有、ケース会議を行う等連携して支援しております。他の高齢者施設や生活保護施設で、一定期間いることができるのであれば、そちらの方で措置していただいたりする等の対応を行っております。

高田委員：緊急の一時保護について、実際に市で対応したということについては記載いただきたいと思います。

事務局／福島：検討いたします。

中里副会長：男女共同参画推進計画の方に戻りますが、人事課の追加の資料の方で、No.31の「育児休業・介護休業制度の普及促進」について、育児休業の取得人数など、分母となる取得対象であった人の人数が書いてないので、割合として多いか分からないのですが、取組総括を見ても高い印象を受けるのでBという評価はもったいないと感じました。また数値目標では、該当する配偶者が出産した男性職員のうち何%が取得したのかという比率で目標設定をしていると思うので、実際その比率が何%なのか明らかになる方がいい。男性の育児休暇取得者が4人であって、その年に配偶者が出産した男性職員が例えば40人だとしたら10%くらいになると思うので、設定した数値目標以上になっているかもしれないし、場合によってはA評価でも良いと感じました。取組総括にもこれについての追記もないので、記載した方が良い内容ではないかと思います。

事務局／前川：確認いたします。

高田委員：前年は取得者が0でしたよね。

中里副会長：一気に男性の育児休暇取得者が4人になったのは、休暇を取った期間は1日か2日か

もしれないとは言え、国全体と比べても高い比率なのではないかと思えます。

柳屋会長：最後になりますが、総括の中のCがCのままだったもの、AからCになってしまったもの、それらをどうするのかご説明いただけますか。

●事務局より資料1「配偶者等からの暴力対策基本計画の進行管理の総括」について説明

柳屋会長：C評価となっているところで、Cのままになっているものは見直すということで、第2次の30年度の実施計画には反映できているという理解でよろしいでしょうか。

事務局／福島：30年度は、先に28年度までの評価をして、それを検討して、30年度の実施計画の方を進めていくことになります。

柳屋会長：CがCのままになっているものは実施が到底無理だということなら事業をやめようとか、そういう検討が行われたうえで、この新しい30年度の実施計画を作成するということになりますよね。

事務局／福島：取り組む事業内容も、第1次の計画を見直し、市民意識調査や庁内での見直しも反映した結果、現在の第2次計画が出来ておりますので、実施計画もそれを反映したものを検討しております。

高田委員：進行管理の総括が変更できるかわかりませんが、「安全確保と自立支援等」というところに、「啓発・教育」を入れて頂けたらと思いました。

事務局／福島：修正いたします。

柳屋会長：限られた時間での審議となりましたが、DV計画に関しては以上ということにさせていただきます。それでは、議事次第の「その他」の今後のスケジュール等について事務局より説明いただけますか。

事務局／福島：今年度の審議会開催予定は、2回を予定していて、レジュメにもあるように新センターオープン後の1月末から2月頃を予定しております。

柳屋会長：では本日はこれで終了いたします。ありがとうございました。